

第4章 消防用設備等の技術基準

第22 無線通信補助設備

無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令 29 条の 3、省令第 31 条の 2 の 2 及び無線通信補助設備の性能及び設置の基準の細目について（昭和 53 年 1 月 5 日消防予第 1 号。以下「無線通信補助設備基準」という。）によるほか、次による。

1 主な構成

- (1) 漏洩同軸ケーブル方式
漏洩同軸ケーブル、同軸ケーブル、分配器、接続端子その他これらに類する器具で構成されるもの。（第 22-1 図参照）
- (2) 漏洩同軸ケーブル及び空中線方式
漏洩同軸ケーブル、空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子その他これらに類する器具で構成されるもの。（第 22-2 図参照）
- (3) 空中線方式
空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子その他これらに類する器具で構成されるもの。（第 22-3 図参照）

2 使用周波数

省令第 31 条の 2 の 2 第 1 号に規定する「消防長又は消防署長が指定する周波数帯」は、別に定める。

3 設備方式及び機能

- (1) 他の用途との共用
無線通信補助設備基準第 3 第 1 号(3)に規定する用途と共用する場合は、混合器を設けること。ただし、混合器を設けなくとも使用周波数から感度抑制、相互変調等による相互の妨害が生じないものは、この限りでない。
- (2) 一の接続端子に無線機を接続した場合、他の接続端子に接続した無線機と通話できること。

4 漏洩同軸ケーブル及び同軸ケーブル（この項において「漏洩同軸ケーブル等」という。）

- (1) （一社）日本電線工業会の評定品の漏洩同軸ケーブル等は、無線通信補助設備基準第 2 第 1 号(9)に定める試験に適合するものとして取り扱う。
- (2) 漏洩同軸ケーブル等を露出して設ける場合は、避難上及び通行上障害とならないように設けること。

5 分配器等

- (1) 分配器等は、感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものであること。
- (2) 使用周波数において、電圧定在波比は 1.5 以下であること。（混合器は除く。）
- (3) 厚さ 0.8 mm 以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱に収容すること。

6 増幅器

- (1) 常用電源は、省令第 31 条の 2 の 2 第 7 号イの規定によるほか、第 10 自動火災報知設備第 3(3)を準用する。
- (2) 非常電源（内蔵型のものを除く。）は、省令第 31 条の 2 の 2 第 7 号ロの規定によるほか、第 23 非常電源による。

第4章 消防用設備等の技術基準

第22 無線通信補助設備

7 接続端子及び保護箱

(1) 接続端子は、次による。

ア 省令第 31 条の 2 の 2 第 8 号イに規定する「地上で消防隊が有効に活動できる場所」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(ア) 現場指揮所としてのスペースが確保できる場所であること。

(イ) 消防車両の接近が容易な場所で、かつ、車載無線機により基地局と通信ができること。

(ウ) 消防活動上の障害とならない場所であること。

イ 消防法施行規則第 31 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号ロに規定するコネクタの形状は、めすのものであること。
(第 22-4 図参照)

(2) 接続端子を収容する保護箱は、次による。

ア 保護箱に設ける施錠設備の鍵の形状は、第 22-5 図の例による。

イ 保護箱の表面は、赤色又は朱色とする。ただし、前面に直径 10 cm以上の消防章を設けたものは、この限りでない。

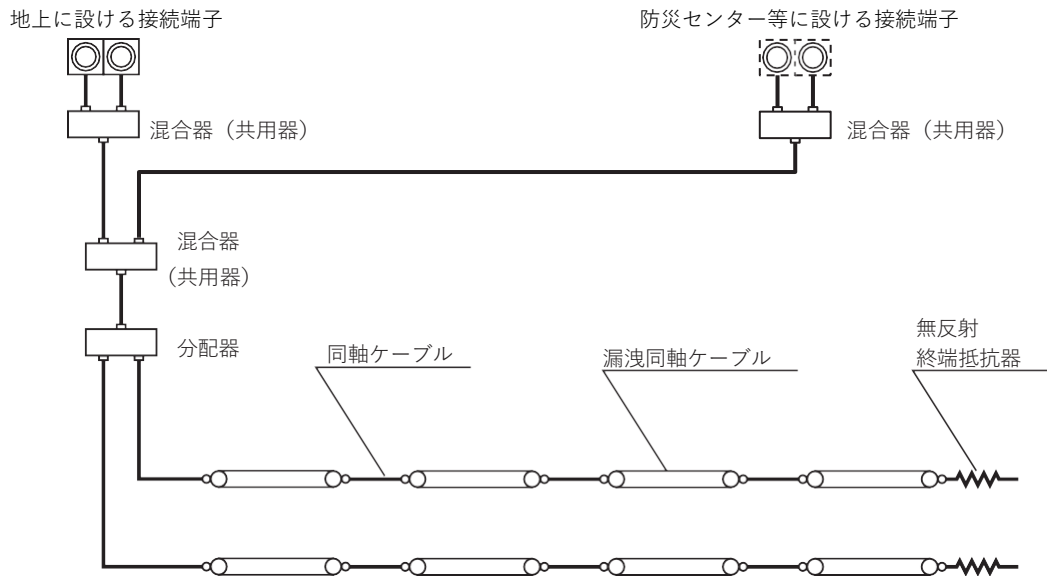
ウ 接続用ケーブルは、保護箱扉の開閉に支障がなく、ケーブルに負荷がかからないように収容できること。

エ 無線通信補助設備基準第 3 第 7 号(2)の例は、第 22-6 図による。

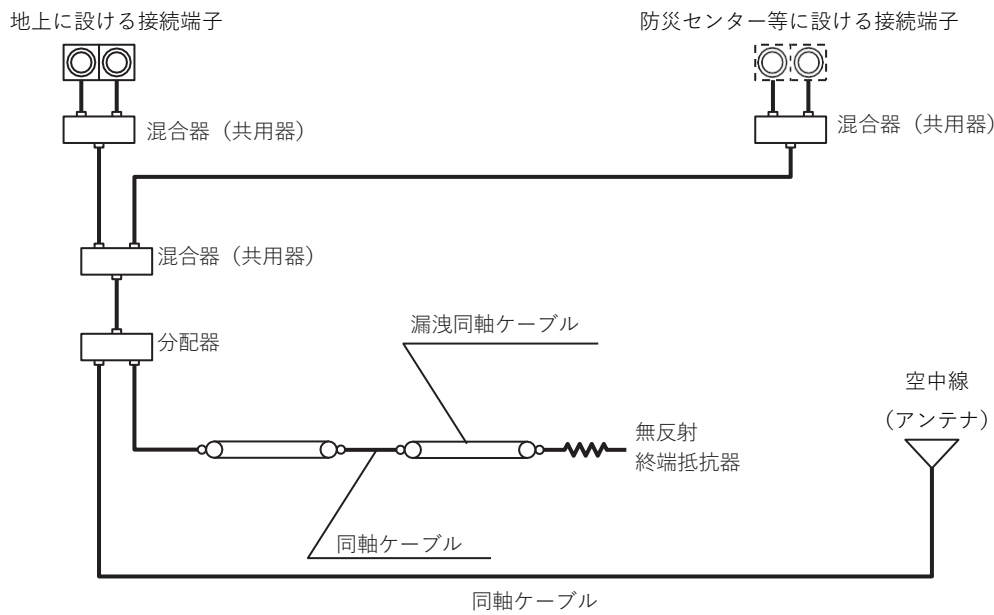
8 総合操作盤

第 24 総合操作盤による。

第4章 消防用設備等の技術基準
第22 無線通信補助設備

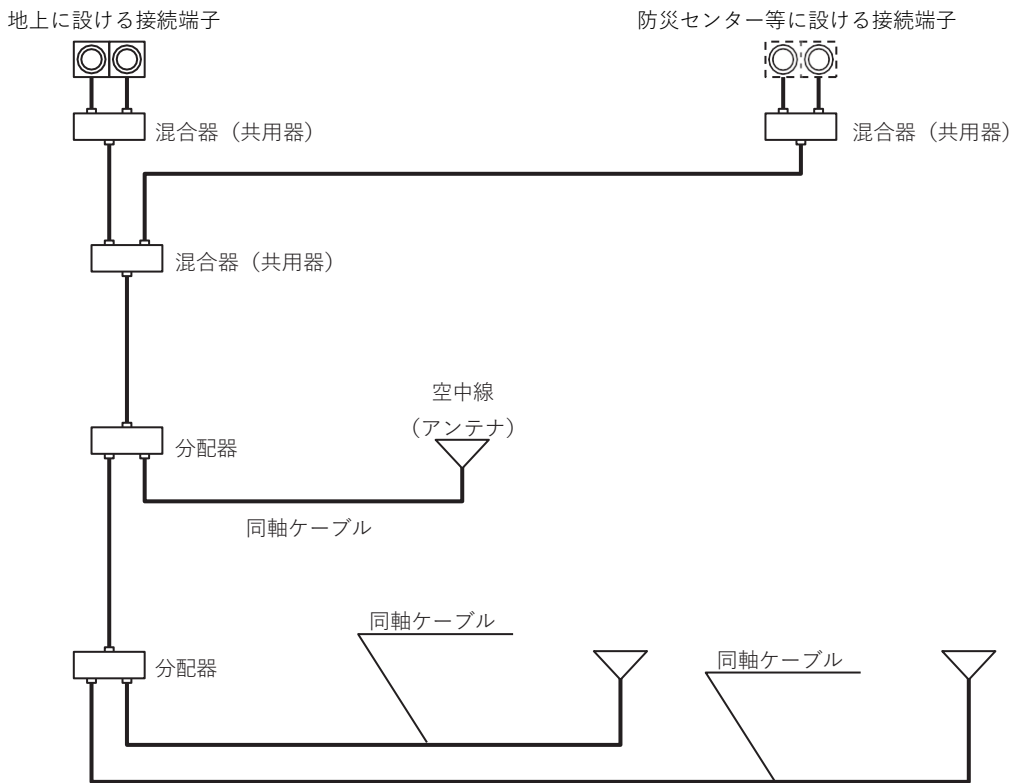


第 22- 1 図

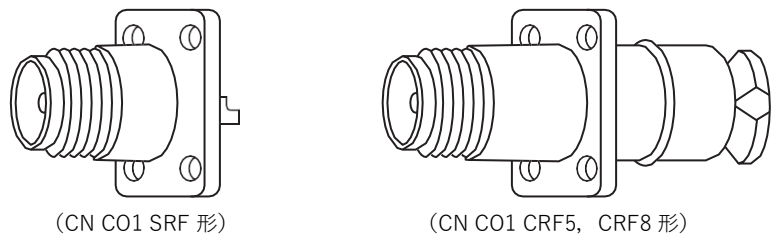


第 22- 2 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第22 無線通信補助設備

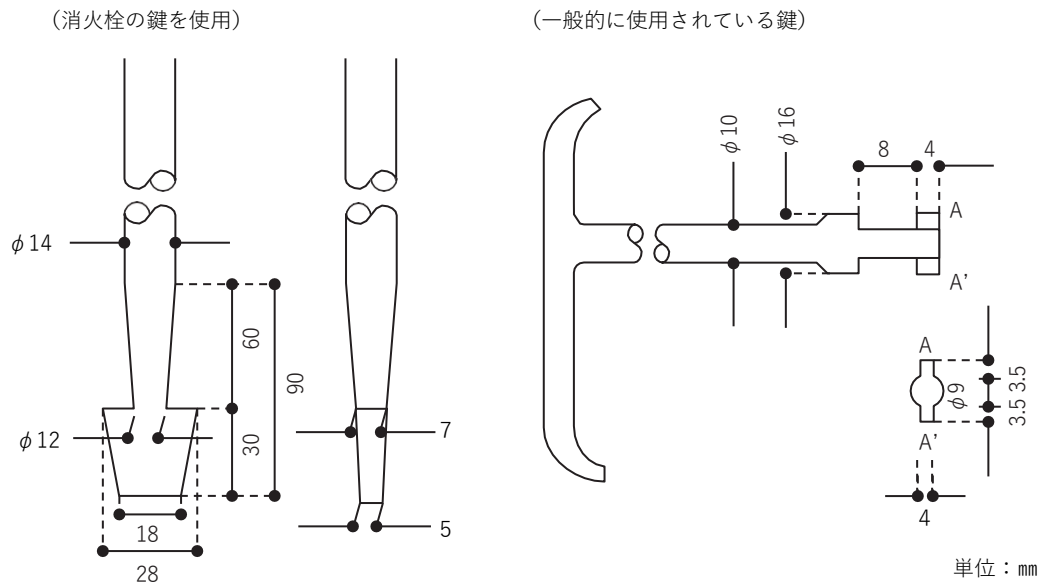


第 22- 3 図

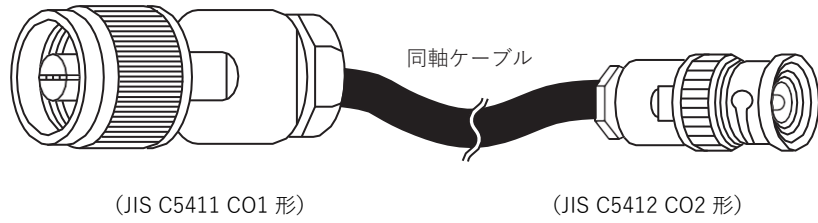


第 22- 4 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第22 無線通信補助設備



第 22- 5 図



第 22- 6 図